


新たに
**民生委員児童委員
主任児童委員に**
なられる皆さんへ

(令和4年度版)




ひとり暮らし高齢者や子育ての家庭の孤立、生活困窮者の増加など地域にはさまざまな課題を抱え、手助けを必要としている人びとがいます。


民生委員児童委員は、住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として大きな期待が寄せられています。




子どもの登下校時に見守りや声かけを行ないます。子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にものります。




高齢者や子育て家庭の居場所づくりや仲間づくりのため、公民館などでの「サロン活動」の運営に協力しています。



地域の課題や住民支援に協力して取り組むため、行政機関や関係者と定期的に打合せを行います。



ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。



消防団や自主防災組織などと協力し、災害に備えたまちの危険箇所の点検や避難訓練などに協力しています。



民生委員児童委員ってどんな人？



全道で約1万人(札幌市も含めると約1万3千人)の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動します。
(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費弁償費の支弁があります)



主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行ないます。

こんな活動をしています！



住民の相談・支援活動

●見守り役として

高齢者や障がい者、子ども等の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。

●行政などへのつなぎ役として

地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行ないます。

地域福祉活動

●住民の居場所づくりや仲間づくり

高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などに取り組みます。

●地域の行事等への参加

地域行事や学校行事等へ参加し住民との交流を深めます。

関係機関・団体との連携

●実態調査への協力

行政などの依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。

●共同募金への協力

地域の福祉活動に活用される共同募金の呼びかけに協力します。

仲間同士の情報交換や研修

●月1回の定例会議への参加

地域の民生委員児童委員による月例の会議に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いを行ないます。

●研修会への参加

必要な知識などを得るための研修に参加します。

民生委員児童委員協議会に所属し、仲間と共に活動を行ないます



民生委員児童委員協議会とは

すべての民生委員児童委員は、「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属して活動しています。民児協は、その地域のすべての民生委員児童委員によって構成され、自主的に運営されます。民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員同士の学習の場として研修を実施したりします。一人ひとりの民生委員児童委員を組織として支え、関係機関・団体と共に地域福祉の推進に取り組んでいます。



民生委員制度は 100年の歴史と伝統があります！

◆民生委員制度のはじまり

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まります。翌大正7年には大阪で「方面委員制度」が発足し、昭和3年に方面委員制度が全国に普及しました。いずれも生活に困窮する人びとを救うために始まった制度で、その後、今日に至るまで、さまざまな理由で生活上の課題を抱える人びとの支えとなってきました。

◆平成29年(2017年)に100周年を迎えました

平成29年に民生委員制度は創設100周年を迎えました。歴史あるこの制度をこれからもさらに発展させていくため、全道の民児協においてさまざまな取り組みが進められています。ぜひあなたも100年の歴史と伝統を有する民生委員児童委員として新たな歴史を共につくっていきましょう。

民生委員児童委員 Q & A

Q 民生委員児童委員になるにあたって、特別な資格や知識が必要ですか？

A 民生委員児童委員になるにあたって、**特別な資格や知識は必要ありません**。あくまでも地域住民の一員として、住民の「身近な相談相手」となります。自らが住民の課題を解決するというより、困っている人を行政や専門機関へつなぐ「橋渡し役」となります。いろいろな相談が寄せられることがありますが、民児協の会議や研修等を通じて、必要な学習の機会が確保されています。

Q 民生委員児童委員は公務員と聞きましたが、給与は支給されるのですか？

A 民生委員児童委員は**特別職の地方公務員**ですが、あくまで**ボランティア**であるため、給与は支給されません。ただし、日々の活動に必要な費用(電話代、交通費など)の一部は市町村から**活動費**として支弁されます。

Q ひとりで活動するのは不安なのですが…？

A 民生委員児童委員は担当地区をもって活動しますが、**民生委員児童委員協議会(民児協)**に属しているため、活動のなかで悩んだときや不安なときには、仲間に相談し、仲間とともに対応することができます。また、民児協のほかに、**社会福祉協議会や行政などの関係機関**も民生委員児童委員の活動をサポートします。自分ひとりではなく、多くの関係者と一緒に協力しながら活動するのが民生委員児童委員ともいえます。

Q 主任児童委員は民生委員児童委員ではないのですか？

A **主任児童委員も民生委員児童委員の一員です**。
ただし、子どもや子育てに関する相談支援活動を専門的に担当することから、主任児童委員と呼ばれているのです。それぞれの民児協で2名～3名が主任児童委員として活動しています。区域担当の民生委員児童委員と異なる点としては、特定の町内会など**区域を限定せずに活動**することもあげられます。

Q 住民からさまざまな相談を受ける立場の民生委員児童委員として注意しなければならないことはありますか？

A 民生委員児童委員には**守秘義務**が課せられています。住民から受けた相談内容や個人情報、プライバシーに関することについては、支援のなかで必要な関係機関との情報共有以外は、他の人へ話すことは認められません。なお、日々の活動については、「活動記録」に記入していただきます。また、**民生委員児童委員の立場で政治的活動を行なうことはできません**。

Q 民生委員児童委員は休みがないほど忙しいのですか？

A 全道の約半数の民生委員児童委員はお仕事をされています。
ご自身の生活の中で、**できる範囲での活動**をお願いしています。

Q 全国各地で災害が相次いでいます。さらに、コロナ禍で活動するのはとても不安です。どのような心構えで活動すればよいのでしょうか？

A 災害時またはコロナ禍では、**自分自身と家族の安全を最優先し、無理のない範囲で活動することが大原則**です。特に災害時は、要援護者の直接的な避難支援活動というよりも、その後の安否確認や支援が必要な人に支援が届くようにつなげる活動が期待されています。

民生委員児童委員だからといって、決して無理することはありません。



この資料は左のQRコードからダウンロードできます

公益財団法人 **北海道民生委員児童委員連盟**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道立道民活動センター 4階

TEL 011-261-2181 FAX 011-261-3081